

社団法人鳥取県医師会国民保護業務計画

平成20年2月21日理事会制定

第1章 総則

第1節 国民保護法における鳥取県医師会の位置付け

1 指定地方公共機関への指定

鳥取県医師会（以下「本会」という。）は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第2条第2項に基づき、平成17年1月18日付鳥取県告示第17号により指定された指定地方公共機関である。

2 指定地方公共機関の責務

本会は、国民保護法第3条第3項に基づき武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、本会の業務について、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を実施する。

第2節 業務計画の位置付け、目的等

1 業務計画の位置付け及び目的

- (1) 鳥取県医師会国民保護業務計画（以下「業務計画」という。）は、法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、本会の業務に関し、鳥取県の区域において国民保護措置及び緊急対処保護措置について定める。
- (2) 業務計画は、法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び鳥取県国民保護計画（平成18年7月22日閣議決定。以下「県計画」という。）を基準に作成する。

2 業務計画に定める事項

業務計画は法第36条第3項及び第182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

- ① 本会が実施する国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ② 国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ その他国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 業務計画作成の手続き

- (1) 業務計画を作成したときは、法第36条第4項及び5項の規定に基づき、速やかに、これを県知事に報告するとともにホームページなどを通じた公表を行う。
- (2) 業務計画の作成に当たっては、当該計画の下で業務に従事する者等の意見を聴くなど、広く関係者の意見を求めるよう努める。

4 業務計画の変更手続き

業務計画については、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った場合は、軽微な変更を除いて3の手続を行う。

第3節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、法その他の法令、基本指針、県計画及び業務計画に基づき国民の協力を得つつ、国、鳥取県（以下「県」という。）、関係市町村、指定公共機関及びその他の指定地方公共機関と相互に連携協力し、本会の業務に関し、国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下、「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとし、次の事項に留意する。

1 県民等に対する医療に関する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県民等に対し、インターネット等の広報手段を活用し、医療に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供するよう努める。

2 関係機関との連携の確保

国、県、関係市町村、指定公共機関及びその他の指定地方公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県及び関係市町村等から提供される情報を踏まえ、状況に即して自主的に判断する。

4 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他特別な配慮を要する者に対し配慮する。
- (2) 国民保護措置等の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

5 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等の実施に当たっては、県及び関係市町村等の協力を得つつ、本会会員及び事務局職員のほか、本会が実施する国民保護措置等に従事する者の安全の確保に配慮する。

6 防災マニュアル等に基づく対応

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府により武力攻撃事態及び緊急対処事態の認定に時間を要する場合は、初動対処等に関し、防災体制に基づき実施することも想定されることから、既存の防災マニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

7 県対策本部長による総合調整

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、鳥取県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 国民保護連絡調整会議の設置

- (1) 本会の業務に係る国民保護措置に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、鳥取県医師会国民保護連絡調整会議（仮称）（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2 情報連絡体制の整備

- (1) 緊急参集体制及び活動体制の整備
 - ① 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための本会における必要な体制を迅速に確立するため、関係会員・事務局職員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。
 - ② 緊急参集を行う者については、武力攻撃災害により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努める。
- (2) 通信体制の整備
 - ① 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。また、その際、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても確実に通信が行えるよう配慮する。
 - ② 国民保護措置の実施に必要となる通信設備については、定期的に点検を実施する。
- (3) 情報収集及び連絡体制の整備
 - ① 本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況などの情報を迅速に収集・集約できるよう、会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
 - ② 夜間、休日等においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても会内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

3 赤十字標章等の適切な管理

知事が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し「鳥取県の赤十字標章及び身分証明書に関する交付要綱」（仮称）に基づく使用の許可の申請を行い、適切に

管理する。

4 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両（住民の避難、緊急物資等の運送その他の国民保護措置を実施するため運転中の車両で道路交通法第 39 条第 1 項で定める緊急自動車を除くものをいう。）の事前届出が必要な場合、鳥取県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に対し申請する。

第 2 節 関係機関との連携

平素から関係省庁、地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第 3 節 利用者等への情報提供の備え

- 1 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、医療の提供場所、状況等の情報を利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 1 の場合、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者へも情報の提供に配慮する。

第 4 節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合や市町村長から避難実施要領、退避の指示、警戒区域の設定等についての通知及び伝達等があった場合において、会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

第 5 節 医療の提供に関する備え

- 1 地方公共団体等が、避難住民等への医療の提供及び助産の実施についての体制を整備する場合、医療の提供及び助産の実施に係る体制等に関する情報の提供など必要な協力を行うよう努める。
- 2 武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、国（厚生労働省中国厚生局）、県及び市町村と連携しつつ、当該提供に関わる実施体制の整備、消防本部、指定公共機関、他の指定地方公共機関、その他の医療機関等の関係機関との協力体制の構築に努める。

第 6 節 物資及び資材の備蓄等

- 1 国民保護措置のための備蓄は、災害対策基本法第 49 条に規定される防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとする。
- 2 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資等を調達することができるよう、当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ地方公共団体や他の事業者、卸業者等と締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 訓練の実施

国民保護措置を的確に行えるよう、平素より会内における訓練の実施に努めるとともに、国、県又は市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応

政府により武力攻撃事態等の認定が行われる以前において、県及び市町村等から武力攻撃災害の兆候についての情報提供があった場合、速やかに、会内に情報伝達するとともに、必要に応じ、災害対策基本法等の関係法令に基づく初動措置を実施できる体制を構築する。

第2節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

- 1 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
- 2 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、第2章第4節に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、会内に迅速にその旨を周知する。

第3節 活動体制の確立

1. 鳥取県医師会国民保護対策本部（仮称）の設置等

- （1）県から県対策本部の設置についての通知があった場合には、必要に応じて、鳥取県医師会国民保護対策本部（以下「県医師会対策本部」という。）を設置する。
- （2）県医師会対策本部は、会内における国民保護措置などに関する調整、情報収集・集約、連絡及び会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- （3）県医師会対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡する。
- （4）業務計画に定めるもののほか、県医師会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、関係役員、事務局職員の緊急参集を行う。

3. 情報連絡体制の確保

- （1）通信体制の確保
 - ① 県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。
 - ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施

設の応急復旧のため必要な措置を講ずる。

(2) 情報収集及び報告

- ① 県医師会対策本部は、本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報について、迅速に収集・集約し、自主的な判断により、必要に応じて県に報告する。
- ② 県医師会対策本部は、県対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施に当たって必要となる安全に関する情報等を収集するとともに、会内において、当該情報の共有を図る。

第4節 安全の確保

1. 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供等

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は市町村等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受け、社員等のほか、本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

2. 赤十字標章等の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、赤十字標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可及び「鳥取県の赤十字標章及び身分証明書に関する交付要綱」(仮称)に基づき適切に使用する。

3. 緊急通行車両の届出等

- (1) 県公安委員会が、緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び緊急輸送車両をいう。)以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する場合で、緊急物資等の運送、医療救護班の派遣、医薬品の運搬、その他国民保護措置を実施するため必要な場合、県公安委員会に対し、緊急通行車両の申出を行う。
- (2) 前記の申出により、緊急通行車両の確認を受けた場合、交付を受けた標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を車両に備え付ける。

第5節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村対策本部、国、他の指定地方公共機関、他の医療機関などの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第6節 利用者等への情報提供

- 1 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、医療の提供場所、状況等の情報を利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 1の場合、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者へも情報の提供に配慮する。

第7節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の通知等、市町村長から退避の指示、警戒区域の設定等に関する連絡を受けた場合、第2章第4節に定めるところにより、会内における迅速かつ確実な伝達を行う。

第8節 医療の提供の確保

1 医療の提供（及び助産の実施）

- (1) 知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合若しくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、会員に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町村と緊密に情報交換を行い、知事からの医療の実施要請、医療救護班の編成要請、消防からの受入要請等が行われることに備え、医療関係者の派遣体制等医療の提供（及び助産の実施）に必要な体制を整える。
- (2) 知事より医療の実施要請があった場合には、派遣する医療関係者の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- (3) 知事から医療の実施要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療（及び助産）に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、現場で医療を提供（助産を実施）する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずる。
- (4) N B C R兵器による武力攻撃が発生した場合又は発生のおそれがある場合、県計画及び「鳥取県N B C R災害等現地関係機関連携指針（平成18年2月）」等に基づき対処する。

2 医療（助産）の提供の維持

- (1) 医療（助産）に必要な施設及び設備の状況確認を行い、武力攻撃災害発生箇所等において医療（助産）を適切に提供（実施）するために必要な措置を講ずる。
- (2) 医療（助産）の提供に支障が生じた場合には、必要に応じ、国（厚生労働省）、県及び市町村等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、国、県など関係機関の協力を得つつ、他の医療機関である指定公共機関や指定地方公共機関、その他の医療機関等と連携し、医療（助産）の確保に努める。

第4章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、赤十字標章等の交付及び管理を除き原則として、第2章から第3章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。